

提出先一覧表

宛先について、
 ・・・・地方運輸局長
 ×・・・国土交通大臣
 経由について、地・・・地方運輸局を必ず経由
 地*・・・地方運輸局を経由してもよい
 支・・・運輸支局又は神戸運輸監理部を必ず経由
 (貨物自動車運送、鉄道運送又は航空運送に係るもの)
 運輸支局又は海事事務所を必ず経由
 (内航運送又は外航運送に係るもの)
 支*・・・運輸支局又は神戸運輸監理部を経由してもよい
 (貨物自動車運送、鉄道運送又は航空運送に係るもの)
 運輸支局又は海事事務所を経由してもよい
 (内航運送又は外航運送に係るもの)
 なし・・・宛名に直接提出する

第一種貨物利用運送事業

根拠条項	手続名	貨物自動車		鉄道		内航		外航		航空	
		宛名	経由	宛名	経由	宛名	経由	宛名	経由	宛名	経由
第4条第1項	第一種貨物利用運送事業の登録の申請		支	×	地		支*	×	地*	×	地*
第7条第2項 (第4条第1項準用)	変更登録の申請(利用運送機関の種類の変更及び当該変更に伴う変更に関するもの)		支	×	地		支*	×	地*	×	地*
	変更登録の申請(その他)		支		なし		支*	×	地*	×	地*
第7条第3項	軽微な変更等の事後変更登録届出		支		なし		支*	×	地*	×	地*
第8条第1項	利用運送約款の認可申請・変更認可申請		支		なし		支*	×	地*	×	地*
第11条	運輸に関する協定の届出・協定の変更に関する届出		支		なし		支*	×	地*	×	地*
第14条第2項	事業の承継の事後届出		支	×	地		支*	×	地*	×	地*
第15条	事業の廃止の事後届出		支	×	地		支*	×	地*	×	地*

第二種貨物利用運送事業

根拠条項	手続名	鉄道		内航		外航		航空	
		宛名	経由	宛名	経由	宛名	経由	宛名	経由
第 21 条第 1 項	第二種貨物利用運送事業の許可の申請	×	地	×	地	×	地*	×	地*
第 25 条第 1 項	事業計画及び集配事業計画の変更認可申請（利用運送機関の種類の変更及び当該変更に伴う変更に関するもの）	×	地	×	地	×	地*	×	地*
	事業計画及び集配事業計画の変更認可申請（集配事業計画に関するもの）		支*		支*		支*		支*
	事業計画及び集配事業計画の変更認可申請（その他）		なし		支*	×	地*	×	地*
第 25 条第 3 項	集配事業計画の変更事前届出（事業用自動車の数）		支*		支*		支*		支*
	軽微な事項に関する事業計画の変更事後届出（貨物自動車運送事業者の許可を受けている者が行うもの）		支*		支*	×	地*	×	地*
	軽微な事項に関する事業計画の変更事後届出（貨物自動車運送事業者の許可を受けていない者が行うもの）		なし		支*	×	地*	×	地*
	軽微な事項に関する集配事業計画の変更事後届出		支*		支*		支*		支*
第 26 条第 1 項	利用運送約款の認可申請・変更認可申請		なし		支*	×	地*	×	地*
第 29 条第 1 項	事業の譲渡し及び譲受けの認可申請	×	地	×	地	×	地*	×	地*
第 29 条第 2 項	法人の合併及び分割の認可申請	×	地	×	地	×	地*	×	地*
第 30 条第 1 項	相続の認可申請	×	地	×	地	×	地*	×	地*
第 32 条	事業の休止の事後届出		なし		支*	×	地*	×	地*
第 32 条	事業の廃止の事後届出	×	地	×	地	×	地*	×	地*
第 34 条（第 11 条準用）	運輸に関する協定の届出・協定の変更の事後届出		なし		支*	×	地*	×	地*

外国人等の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業

根拠条項	手続名	外航		国際航空	
		宛名	経由	宛名	経由
第 36 条第 1 項	外国人等第一種貨物利用運送事業の登録の申請	×	なし	×	なし
第 39 条第 2 項 (第 26 条第 1 項準用)	変更登録の申請	×	なし	×	なし
第 39 条第 3 項	軽微な事業計画の変更等の事後届出	×	なし	×	なし
第 41 条	事業の廃止の届出	×	なし	×	なし

外国人等の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業

根拠条項	手続名	外航		国際航空	
		宛名	経由	宛名	経由
第 45 条第 3 項	第二種貨物利用運送事業の許可の申請	×	なし	×	なし
第 46 条第 2 項	事業計画の変更認可申請（貨物の集配に係るものに限る）		支*		支*
	事業計画の変更認可申請（それ以外）	×	なし	×	なし
第 46 条第 4 項	事業計画の変更事前届出（事業用自動車の数）		支*		支*
	軽微な事業計画の変更事後届出（貨物の集配に係るものに限る）		支*		支*
	軽微な事業計画の変更事後届出（その他）	×	なし	×	なし
第 48 条	事業の廃止の届出	×	なし	×	なし

その他

根拠条項	手続名	宛名・経由の状況
第 53 条第 1 項	貨物利用運送事業に関する団体の成立の届出	次に掲げるものは、国土交通大臣宛で、経由はなし ・外国人等の行う国際貨物利用運送事業に係る第一種貨物利用運送事業 ・外国人等の行う国際貨物利用運送事業に係る第二種貨物利用運送事業 それ以外は、国土交通大臣宛で、経由は地*
第 55 条第 1 項	貨物利用運送事業者に対する報告の徴収	報告規則で規定